

令和5年度

「障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業）」 公募要領

1 事業名

障害者スポーツ推進プロジェクト（障害者スポーツの実施環境の整備等に向けたモデル創出事業）

2 事業の趣旨

東京大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、障害のない方で障害者スポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することが必要である。また、成人一般に比べて障害者のスポーツ実施状況が低調であることから、障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることも重要である。

これらのことから、本事業は、障害のある方とない方がともにスポーツを楽しむ機会を創出し、障害者が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、障害のある方とない方が身近な場所でスポーツをともに実施できる環境の整備や障害者スポーツ団体、地方公共団体、民間企業等の関係団体の連携体制の構築等を図ることを目的として実施する。

3 事業の内容

受託者は、上記目的の達成に向けて、以下の事業を実施するものとする。

（1）モデル創出事業の実施

障害者スポーツの実施環境の整備に係る課題及び本事業において達成を目指す目標を設定し、その解決を図るモデルとして、以下のア) からオ) のテーマのうち少なくとも一つ以上を選択し実施する。（複数のテーマにまたがる内容である場合にも、必ずその中で主たるテーマを一つ選択すること）

ア) 地域における福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターの配置

① コーディネーターの業務範囲となるモデル地域の設定及びコーディネーターの選任

受託者が定めるモデル地域について、同地域における障害者スポーツの実施環境についての課題を把握し、その解決に向けた事業を実施するため、医療・福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターを選任する。（複数のコーディネーターを選任し、役割や対応日時を分ける等の運用をしても良い。）なお、委託者が行政や障害者スポーツ協会ではない場合、当該地域の行政または協会またはその両者との連携・協力を必須とする。また、選任するコーディネーターについては、スポーツ及び福祉の両分野について知見のある者から選定すること。

② 事業実施に向けた関係団体との事前準備・調整等

地域内における障害者を対象としたスポーツ提供体制の把握や関係団体の持つ専門性を整理し、事業実施に向けた事前準備や調整等を行う。

- ③ スポーツ関係団体、スポーツ施設、医療・福祉関係団体等が行っている障害者スポーツの振興等に係る事業等についての情報を把握・共有するとともに、コーディネーターを中核とする連携体制の構築を図る。
- ④ 障害者本人や家族・支援者、スポーツ関係団体・スポーツ施設等からの相談に対応するための窓口を設置するとともに、障害者本人からの相談に応じてスポーツ関係団体・スポーツ施設等との調整や、初回参加時の同行、立ち会いなど、障害のある方の運動・スポーツ活動が円滑に行われるようサポートする。なお、必ずしもコーディネーターが実施しなくても良いと考えられるものについては、必要に応じ本事業をサポートするスタッフ等が行っても良い。

※なお、配置するコーディネーターの業務量については、①②③④の業務に付随するその他の業務の合計が全体の10%を上回らないようにすること。

イ) 地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

各地域における障害者スポーツの実施環境の整備に係る課題及び本事業において達成を目指す目標を設定し、その解決を図るモデル構築に向けた取組を実施する。必要に応じて公益財団法人日本パラスポーツ協会の「公認障がい者スポーツ指導者資格」保持者やスポーツ推進委員等を活用すること。

なお、本年度は、特に、以下①、②、③のようなテーマを中心に、地域の障害者スポーツの実施環境の整備を図る事業を優先的に採択する。

- ① 地方自治体において、障害者スポーツ推進のための恒常的な体制整備を図る取組
(教育、福祉、医療、スポーツ、障害者スポーツ団体等が参画した協議会の組織、障害者スポーツ協会の設立準備など)
- ② アーバンスポーツにおける、地域や競技団体等と連携して行う、障害のある人とない人がともに活動する取組の推進
- ③ 企業、学校関係組織、競技団体が連携して行う、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒がともにスポーツを行う機会の創出(広域(都道府県・政令市レベル)以上の規模とする)

ウ) デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備

障害者特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図るため、障害者スポーツに関する課題について、大学・研究機関・民間企業と障害者スポーツ団体が技術の活用・開発を通じて、その把握や解決を目指すとともに、両者の情報共有・協力に向けたエコシステムを構築する。

エ) オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境の整備

公園、沿道、商業施設の広場等を活用し、障害のある方もない方も一緒に楽しめる、参加者本人が高価な道具等の準備不要な、身近なスポーツイベントの継続的な実施を通じて、障害者

スポーツ団体と地域まちづくり組織、企業、ボランティア等との有機的な連携体制の構築と障害者スポーツ団体の組織基盤強化を図り、インクルーシブスポーツの持続的な普及・推進体制を整備する。また、こうしたイベントにおける障害のある方への安全対策や合理的配慮の提供等、運営上の留意点を取りまとめる。

オ) 複数の特別支援学校等が参加する全国大会の開催及び運営組織の設置等

競技団体と学校関係組織、企業等が連携して、特別支援学校等の児童生徒がスポーツを通して交流する場所を創出するための全国大会を開催する。なお、全国大会の開催に当たっては、特別支援学校に限らず、通常学校の児童生徒も、障害の有無にかかわらず参加できる大会としてもよい。

なお、提案にあたっては以下に留意すること。

- ・ 選択したテーマに関する現状の課題を分析し、それを解決する効果的な手法を検討すること。
(過去、本事業の受託実績のある団体においては、そこで明らかになった成果や課題に係る知見を踏まえることが必要である。)
- ・ 可能な限り、他の企業・団体・自治体などと連携して実施する内容を盛り込むこと。
- ・ 過去年度にスポーツ庁委託事業の課題や内容で受託した実績のある事業者は、これまでの受託実績を記載するとともに、今回提案する内容との関連で事業の新規性・拡張性についても明快かつ詳しく説明すること。(同一のメニューでない場合でも、何らか受託実績がある場合は必ず記載する必要がある。事業受託実績があるにも関わらず、その実績や今回の提案内容との関連での新規性・拡張性を記載しない場合は、審査の対象外とするので注意すること。)
- ・ モデル事業として、事業継続性(自走化の可能性)または他の地域や団体・企業における横展開の可能性のある内容とすること。

(2) 実行委員会の設置・開催

(1)の実施にあたり、スポーツ・福祉・医療・教育等の関係団体、有識者、民間企業、自治体等から構成される実行委員会を開催し、連携・協働体制を構築する。

(3) 効果の検証

本事業を通じて構築されたモデルの中長期的な事業継続または横展開に向けて、(1)の実施後にその結果を評価・検証し成果を取りまとめるとともに、さらなる展開に向けた具体的方策について提言を行う(その際は、当該受託団体等において、事業終了後の自走に向けて、具体的にどのような対応を図るかについて記載するものとする)。また、その中で新たに発見できた課題があればそれも報告すること。

(4) 実施事業に関する情報発信

本事業および「障害者スポーツ推進プロジェクト」全体の認知促進による社会的機運の醸成や取組の横展開を図るため、以下の情報発信を行う。

- ① 実施する事業の内容や取組状況について、SNSをはじめとしたメディアや独自のネットワークを活用して情報発信すること。
- ② ①に加えて、スポーツ庁が運営する、スポーツ実施施設・情報のポータルサイト「こコスポ」の管理者アカウントを取得し(無料)、本事業内で新たに整備した障害者スポーツ実施環境や、本事業内で実施する取組に関する情報を、「こコスポ」を積極的に活用して発信すること。
※「こコスポ」ホームページ : <https://cocospo.go.jp/>

(5) 事業成果の報告

本事業の成果について、下記の通り報告を行う。ただし、事業の進捗状況については、スポーツ庁及び株式会社コクーンラボの求めに応じて適時報告すること。

① 事業報告会への出席及び報告

事務局が開催する事業報告会(東京都内もしくはオンライン開催予定)において、事前に概要資料を作成・事務局に送付した上で、事業実施内容の報告等を行う。

※事業報告会の日程は、令和6年2月中旬～3月上旬を予定しているが、詳細時期等は別途指示する。

※事業報告会の参加に必要な経費は事業経費予定額に計上すること。

② 委託事業成果報告書の作成

(1)～(4)の業務により得られた成果を基に、事業の概要及び他の競技団体等の参考となるポイントを記載した報告書を取りまとめ、内容についてスポーツ庁及び株式会社コクーンラボと事前協議の上で作成し、印刷物2部を株式会社コクーンラボに提出すること。報告書の内容を概ね4頁以内(Microsoft PowerPoint形式により作成するものとする。)にまとめたものを報告書中に盛り込むこととする。なお、報告書については、原則スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。併せて、報告書原稿及び事業関連資料一式(実行委員会配布資料及び議事録、事業の広報資料等)のドキュメントデータ(Microsoft Word、同Excel、同PowerPointで読み取り可能な形式又はPDF形式)についても提出すること。

4 委託先

都道府県、市町村又は法人格を有する団体

※ イ②、③、ウ、エ、オの提案を、「法人格を有する団体であって競技団体以外の団体」が行う場合は、連携する競技団体(NFないしはPF)をあらかじめ明記することが必要である。

5 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6 事業スキームについて

株式会社コクーンラボは、令和5年度「障害者スポーツ推進プロジェクト」をスポーツ庁より受託し、本事業を含むプロジェクト全体の運営・管理を実施している。本事業については、スポーツ庁と協議のうえで、全体企画、案件組成にかかる事務局業務（公募の実施、採択、再委託手続など）、事業の実施支援、進捗管理などを行う。

7 委託期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約を締結した日～令和6年3月10日（金）

事業規模および採択予定件数：下記のとおり

ア) 地域における福祉・教育・競技団体等との連携を中核的に担うコーディネーターの配置

採択予定件数：1件、事業規模：1件あたり5,000千円（税込）

イ) 地域の課題に対応した障害者に対するスポーツの振興、実施環境の整備

採択予定件数：2件、事業規模：1件あたり4,000千円（税込）

ウ) デジタル技術を活用した障害者スポーツ実施環境の整備

採択予定件数：1件、事業規模：1件あたり25,000千円（税込）

エ) オープンスペースを活用したインクルーシブなスポーツ実施環境の整備

採択予定件数：4件、事業規模：1件あたり4,500千円（税込）

オ) 複数の特別支援学校等が参加するスポーツ大会の開催及び運営組織の設置等

採択予定件数：2件、事業規模：1件あたり5,000千円（税込）

※最終的な採択件数等は、予算の範囲内において、技術審査委員会で決定する。

※複数のテーマにまたがる内容を提案する場合、その事業規模は主となるテーマの事業規模とする。

8 選定方法等

(1) 選定方法

審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。必要に応じてヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じて申請団体に対して提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

(2) 審査基準

審査基準（別紙1）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

(4) 条件付き採択

選定において条件付き採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない限度において、再度修正した事業計画書及び経費計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

9 参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

10 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（正・副各1部。なお、副本については、会社の名称・ロゴマーク等は一切記載せず、提案者が特定できないようにすること。）

※企画提案書の様式は、別添の（様式1）を使用し、用紙サイズはA4版横書きとすること。

イ 誓約書（1部。詳細は「11. 誓約書の提出等」のとおり。）

ウ 申請団体の財務状況に関する書類等、審査基準「IV 評価項目」の「1. 事業実施主体に関する評価」の各項目の評価に資する書類（地方公共団体は提出不要）（正・副各1部。副本については、会社の名称・ロゴマーク等を削除し、提案者が特定できないようにすること。）

エ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し（地方公共団体は提出不要）（正・副各1部。副本については、会社の名称・ロゴマーク等を削除し、提案者が特定できないようにすること。）

(2) 提出先及び公募に関する問合せ先

〒153-0042 東京都目黒区青葉台2-10-13 COCOON

株式会社コクーンラボ内

「障害者スポーツ推進プロジェクト」事務局（担当：羽村、武富）

E-mail：2023koubo@cocoon-labo.co.jp

※事業内容等に関する問合せは、件名を「【問合せ】令和5年度障害者スポーツ推進プロジェクト（モデル創出事業）の公募について」とし、電子メールで送付すること。電話での受付はできない。

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(3) 提出方法

(1)の提出書類の電子データ（PDF形式）を電子メールにて、(2)に示す提出先のメールアドレスまで提出すること（押印不要）。メールの件名は「【団体名】障害者スポーツ推進プロジェクト（モデル創出事業）応募提出書類」とすること。なお、メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出期限

令和5年6月6日（火）17時（必着）

(5) その他

ア 企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書については返却しない。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

ウ 期限に遅れた企画提案書や期限後の企画提案書の修正、差し替えは受理しない。

11 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別紙2の誓約書を提出しなければならない。
- (2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- (3) (1) は、地方公共団体又は独立行政法人には適用しない。

12 契約の締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書等を基に、契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託は認めない。

13 スケジュール

- ① 公募開始：令和5年5月16日（火）
- ② 公募締切：令和5年6月6日（火）17時
- ③ 選定：令和5年6月
- ④ 契約締結：令和5年6月以降
- ⑤ 契約期間：契約締結日から令和6年3月10日まで

※ 契約締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。

※ 事業開始日は、契約予定者選定後、株式会社コクーンラボと契約予定者との間の契約条件等の協議、事業計画書の作成及び委託契約締結等の手続完了後の時期となることに留意すること。

14 その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規定等を遵守すること。また、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。
- (2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 再委託先は、再委託を受けた事業を第三者に委託（再々委託）することはできない。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答でき

ない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

(6) 選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるため、事前に準備を行うこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む。）
- ・ 委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書など）
- ・ 銀行口座情報

審査基準

I 契約予定者の選定方法

提案された企画について審査を行い、事業内容が著しく偏らないよう配慮した上で、原則として評価得点の高い提案を行った提案者から順に予算の範囲内で契約予定者を選定する。

過去、スポーツ庁委託事業受託実績があるにも関わらず、その実績や今回の提案内容との関連での新規性・拡張性を記載しない場合は、審査の対象としないので注意すること。イ②、③、ウ、エ、オの提案について、「法人格を有する団体であって競技団体以外の団体」が提案を行う場合は、連携する競技団体（NF ないしは PF）をあらかじめ明記していない場合は、審査の対象としないので注意すること。

II 審査方法

スポーツ庁が設置する技術審査委員会において、受託を希望する団体から提出された企画提案書等について書類審査を実施する。なお、必要に応じ、全ての提案者を対象としたヒアリングを行う場合がある。また、必要に応じ、スポーツ庁から提案者に対して、提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがある。

III 評価方法

評価は、IVの評価項目についてVの評価基準により実施し、技術審査委員会の各委員が各々評価した合計点数を平均したものを当該提案の評価得点とする。

IV 評価項目

1 事業実施主体に関する評価

- (1) 事業遂行可能な人員が確保され、必要な役割分担・管理体制がとられていること。
- (2) 業務を円滑に遂行するため、バックアップ体制が組まれる等、実施体制に工夫がなされていること。
- (3) 業務従事予定者が、事業の実施に関する必要な知識・経験等を有していること。
- (4) 事業を効果的に遂行するために必要な実績・ノウハウ等を有していること。
- (5) 事業を実施するための適切な財政基盤、経理能力を有していること。

2 事業内容に関する評価

- (1) 公募要領に定める全ての事業内容が提案されるとともに、事業の目的・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- (2) 事業推進の方法、内容・スケジュール等が具体的かつ合理的であること。
- (3) 選択したテーマに関する現状の課題を把握・分析し、それを解決する効果的な手法が検討されていること。(過去、本事業の受託経験のある団体においては、そこで明らかになった成果や課題に係る知見を踏まえることが必要である。)

- (4) 目的の達成に当たり事業の効果把握するための適切な評価指標（アウトプット、アウトカム指標等）を設定し、その指標に係る適切な数値目標を設定していること。
- (5) 事業の目的達成のために、異なるステークホルダー（企業・自治体・団体等）が連携して、事業を効果的に実施する内容が盛り込まれていること。
- (6) 実行委員会が具体的に構成されるとともに、構築された体制が、障害者スポーツ推進のため、継続的に活用されるような仕組みとなっていること。
- (7) 本事業において整備した障害者スポーツ実施環境が実際に多くの人に活用されるよう、具体的な情報発信の計画がされていること。
- (8) モデル事業としての新規性や他の地域・分野等への横展開の可能性が認められる内容となっていること。
- (9) 本事業実施後の、当該受託団体における国委託事業に依存しない自律的な事業継続が期待できる内容となっていること。
- (10) 妥当な経費が示されていること。

3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

V 評価基準

1 「1 事業実施主体に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

十分＝5点	普通＝3点	不十分＝1点
-------	-------	--------

2 「2 事業内容に関する評価」に係る評価基準

次の評価基準により評価を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

3 「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

次の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。

- | |
|--|
| <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝2点 ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝3点 ・認定段階3＝4点 ・プラチナえるぼし認定＝5点 ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主 |
|--|

(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ) = 1点

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナ認定企業)

・旧くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定) = 2点

・新くるみん認定(次世代法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号)による改正後の認定基準により認定) = 2.4点

・プラチナくるみん認定 = 3点

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定 = 3点

○スポーツ庁「Sport in Lifeプロジェクト」による認定

・スポーツエールカンパニー認定 = 1点

・スポーツエールカンパニー+ (プラス) 認定 = 2点

・Bronze (ブロンズ) 認定 = 2点

・Bronze+ (ブロンズプラス) 認定 = 3点

○上記に該当する認定等を有しない = 0点

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 個人の場合は名前とともに生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は役員の名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。